

住民の代表による  
福智町の意味決定機関

# 議会

## 住民から選ばれた議員で構成された 町の予算や条例などの重要な事項を審議し 決定する議決機関です。

### ▼ 議会の役割

意思決定を行う議事機関

住民が選んだ代表によって政治を行うのが民主主義の原則であり、その場となるのが意志決定機関である議会です。憲法では第93条で「地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と明記しており、地方議会の設置を保証しています。

議会が「議事機関」であるのに対し、議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが、町長に代表される「執行機関」です。町長と議員が別々に直接選挙で選ばれるように、両者は独立した立場にあります。このチェック・アンド・バランスによって、住民の利益を確保する作用が図られています。

### ▼ 議員

現在は46人、その後は20人に

福智町議会は46人の議員で構成されています。議員数は合併特例法に基づき、平成19年4月30日までは、旧赤池町(16人)・旧金田町(15人)・旧方城町(15人)の議会議員(全46人)が引き続き在任します。その後の議員定数は20人になります。

### ▼ 議長

議員の選挙で選ばれる議会の代表

議長と副議長は議員の中から選挙で選ばれます。議会の代表である議長は議場の秩序を保ち、議事を整理し、議会の事務を指揮・監督する役割を持っています。

### ▼ 本会議

議案を審議し、最終意思を決定

本会議は全議員により構成され、議案などを審議し、最終意思を決定するほか、町政全般について質問を行う場です。本会議を開くためには、原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。また、議会の意思は出席議員の過半数で決定します。ただし、重要な事項については出席議員の3分の2以上の同意をもって決定することが定められています。

本会議には、定期的に関われる「定例会」(通常3月・6月・9月・12月の年4回)と臨時の必要がある場合、特定の事件に限ってこれを審議するために開かれる「臨時会」があります。定例会も臨時会も町長が招集しますが、臨時会は議員が町長

に招集を請求することができます。

福智町議会の議場は本庁4階に設置します。ただし平成19年4月30日までは、旧方城町地域交流センターで本会議を行います。

### ▼ 常任委員会

専門部門別に審議する内部機関

町政は広範多岐にわたっているため、限られた会期中に数多くの議決事項を迅速に処理するのは困難になります。そのため、議会の内部機関として常設の委員会が設けられています。この常任委員会が審査にあたることで、議会の能率的、合理的運営が図られています。福智町議会には現在、総務文教・厚生・産業建設の3つの常任委員会が設置されており、

議員は必ず1つの常任委員となるのが義務づけられています。

### ▼ 特別委員会

特定事項に対して設置する臨時機関

ほとんどの議案は常任委員会で審査されますが、特定の問題や議会が特に必要と認めるときには、特別委員会を設けて調査または審査することができます。

福智町議会では現在、次の2つの特別委員会が設けられています。

#### ■ 鉱害対策特別委員会

委員長 原田 正  
副委員長 久富信義 委員 辰島 誠  
委員 植田年昭 委員 新開弘光  
委員 井上 勇 委員 仲村六助  
委員 植高大作 委員 日高 進

#### ■ 観光促進特別委員会

委員長 今野正一  
副委員長 杉本敦男 委員 木村幸治  
委員 朝部 壽 委員 皆川高司  
委員 原田 正 委員 藤元正海  
委員 吉田 剛 委員 安永榮一

### ▼ 議会運営委員会

議会の円滑運営を図る機関

議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営に関する問題や議会の会議規則、委員会に関する条例、議長の諮問に関する事項などについて協議する機関として設けられます。福智町議会で委員の定数は6人(現在は9人)となっています。

### ▼ 議案

議会議決の対象となる案件

議案は町長または議員が提出します。議案書の種類は、次のものがあります。

- 1 団体意思の決定を求める議案…条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定等
- 2 機関意思の決定を求める議案…意見書の議決など
- 3 町長の執行行為の前に、議会の同意が必要とされている事項に関し、同意を求める議案…助役、収入役、監査委員などの選任、重要な財産の取得および処分

議決など  
福智町議会では議員提出のものを「発議」、町長から提出されるものを「議案」と呼んでいます。なお福智町議会では、



議員は提出者を含めて2人以上(現在は4人)の賛成者がいれば議案を提出することができます。

### ▼ 議員の発言権

最も基本的で重要な行為

議会は言論によって事を決する場であることから、議員の発言は最も基本的で重要な行為です。議員発言権のおもなものに、質疑、討論などがあります。質疑の回数は原則として3回までとされ、本会議での発言は議長の許可が必要です。

### ▼ 議会の権限

住民の代表として活動

町議会は住民の代表としての活動ができるよう、いくつかの重要な権限を持っています。おもに以下のようなものがあります。そのほかにも正副議長の選挙権や請願・陳情受理権などがあります。

■ 議決権…議会のもっとも本来的な権限です。

■ 意見表明権、意見書提出権…町の公益に関することについて、議会の意思をまとめた文書を関係行政庁(国および地方公共団体)に提出することができます。

■ 調査権…町の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。地方自治法第100条に規定されていることから、一般的に「百条委員会」と呼ばれています。

■ 検査、監査の請求権…町の事務に関する書類や計算書を閲覧したり、金銭出納の執行状況を検査したり、町の監査委員に監査を求めるなど、住民の代表とし

て町政を監視します。

### ▼ 住民による権利

主権者による直接請求、請願・陳情

#### ■ 直接請求

住民は、町政に対し異議がある場合に有権者の一定の署名をもって議会の解散や議員の解散を請求することができます。このほかに、条例の制定・改廃や町長・助役などの解職、事務の監査などの請求をすることができます。

#### ■ 請願、陳情

住民は、町政について意見や要望があれば、町議会に請願や陳情を提出することができます。紹介議員のあるものを請願、ないものを陳情と呼び、それぞれ採択されたものは町長などに送られます。請願・陳情はいつでも受け付けますが、通常、議会開会前の議会運営委員会のおよそ一週間前までに提出されたものは、当該議会に付議することができます。

### ▼ 会議の公開

公開原則に基づく傍聴

議会制民主主義の立場から明らかなように、地方自治法では「議会の会議は、これを公開する」(地方自治法第115条)という公開原則が明記されています。議会の本会議は傍聴することができます。

議会の日程は福智町公式ホームページ [www.town.fukuchi.lg.jp](http://www.town.fukuchi.lg.jp) にも随時掲載されています。議会についてのご不明な点や詳細についてはお問い合わせください。

#### ■ 問い合わせ先

福智町議会事務局 ☎ 0947-22-7772